

三月定例市議会がはじまります

今議会は三月三日から三月二十七日までの二十五日間、左記の「三月議会日程」表のように運営されますが、これ以外にも行われる予定です。日本共産党の池田公三議員、奥富喜一議員はそれぞれ、裏面の一般的な質問項目について、市当局の見解をたじます。今回一般質問通告者は十四名、十二時間（議長以外で非通告者は、田村昌巳氏・串田金八氏・柳川英司氏・町田成司氏・大野聰氏）です。

運営の流れの概略を紹介すると、市長による「市政方針演説」及び教育委員長による「教育委員会の基本的な考え方について」、続いて一件議案提案説明・委員会付託、一般質問、各議案の議案提案説明・一件審査報告・審議、各委員会付託等、予算審査特別委員会で平成27年度当初予算の審査、各常任委員会での審査、特別委員会での審査、最終日二十七日の本会議で議案審査報告・審議というものです。

市長より提案される議案は、「条例」条例の一部改正十一件、「広域規約」東京都町村公平委員会共同設置規約の変更「予算」平成26年度会計補正予算2件、平成27年度新会計予算5件です。

市民からの今回提出陳情書は、現時点で全国福祉保育労からの1件です。
○子どもにとっての「子ども・子育て支援新制度」とするための陳情書

一般質問については、二人とも1時間の通告です。

三月 五日（木曜日）午前十時頃 池田公三議員の予定（併用方式）
三月 五日（木曜日）午後二時頃 奥富喜一議員の予定（一問一答）

※裏面記載のような内容でいたします。



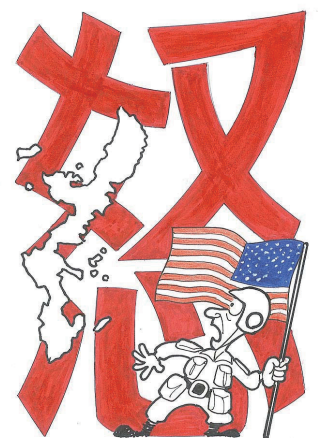
第70回横田基地の撤去を求める集会
休憩時間に、お汁粉が振舞われた

三月議会での各議案の概要紹介

〔条例〕⑬教育委員長を廃止し、教育長を一般職から特別職とするのに伴い、教育委員会の委員の定数を一人増員し5人と定める
①独立行政法人通則法一部改正に伴う引用規定の整備②行政手続法一部改正に伴う行政指導の根拠等の提示義務に関わる手続等追加と、規定整備③市職員の公益的法人等派遣先追加、派遣職員給与について規定④非常勤の特別職の追加・削除、報酬及び費用弁償等一部改正⑤一般職職員職務区分含む給与改定関連⑥教育委員会事務局に教育部設置の関連⑦介護保険の3年毎（平成27年度から29年度）の見直し関連、保険料所得段階を10段階から14段階設定など⑧指定地域密着型サービス事業国基準の人員、設備・運営一部改定に伴う規定等の整備⑨国の⑧に対する支援基準改定により規定等整備⑩木造市営住宅取壊し、戸数変更⑪下水道法施行令の一部改定で、下水の水質基準を改める⑫男女共同参画審議会の設置⑬教育長に関する規定の整備⑭地域包括支援センターの職員・運営基準制定⑮指定介護予防支援の方法等の定め

〔広域規約〕⑰⑱⑲記載省略「予算」記載省略

三月議会日程									
日程	曜日	会議名称	開始予定時刻						
三	火	本会議（一般質問）	午前十時から						
四	水	本会議（一般質問）	午前十時から						
五	木	本会議（一般質問）	午前十時から						
六	金	本会議（議案審議）	午前十時から						
十	火	予算審査特別委員会	午前九時三〇分から						
十一	水	予算審査特別委員会	午前九時三〇分から						
十二	木	予算審査特別委員会	午前九時三〇分から						
十三	金	予算審査特別委員会	午前九時三〇分から						
十七	火	建設環境委員会	午前十時から						
十八	水	市民厚生委員会	午前十時から						
十九	木	総務文教委員会	午前十時から						
二十	金	定住化対策特別委員会	午後一時三〇分から						
二十三	月	横田基地対策特別委員会	午前十時から						
二十四	火	議会運営委員会	午前十時から						
二十七	金	本会議（審査報告等）	午前十時から						



沖縄と連帯し沖縄の自然と、日本の地方自治と、民主主義を守ろう！

瑞穂斎場組合議会定例会

平成27年2月6日（金）
瑞穂斎場組合 会議室にて

①瑞穂斎場組合職員の給与に関する条例の一部改正②③④東京都市町村公平委員会の構成の一団体減少に関連した規約変更等⑤平成二十七年度瑞穂斎場組合会計予算⑥組合予算に係る経費の関係市町負担金決定が審議され、全員異議なく承認しました。

瑞穂斎場議会での

池田公三議員の質疑・理事者答弁

質問は2件（池田）

- ・火葬場使用料について…使用見込みが変わらないのに使用料収入見込みが20万円減額になっているのはなぜか→待合室を使わないケースが増えてきたため
- ・霊柩車使用料について…H25事務報告書では増えていたが、H27予算で100万円の減額になっているのはなぜか→H26から入間市が、霊柩車使用補助金打切実施、利用減少固定化を予測

無料 法律相談

毎月第2・4火曜日（午前または午後）
予約が必要です。議員または、お近くの党員に連絡をしてください。

あなご 生活相談

生活相談、党を知りたい懇談も大歓迎！
奥富 090-8955-2831、池田 090-7946-5137
又は、お近くの党員に連絡してください。

日本共産党
福生市議団ニュース

2015年
2月号
No. 028

奥富喜一
553-3927
池田公三
530-0705